<コーポレート・ガバナンス体制>

更新 ESG委員会設置のほか、現体制をより正確に表現するよう更新しました。

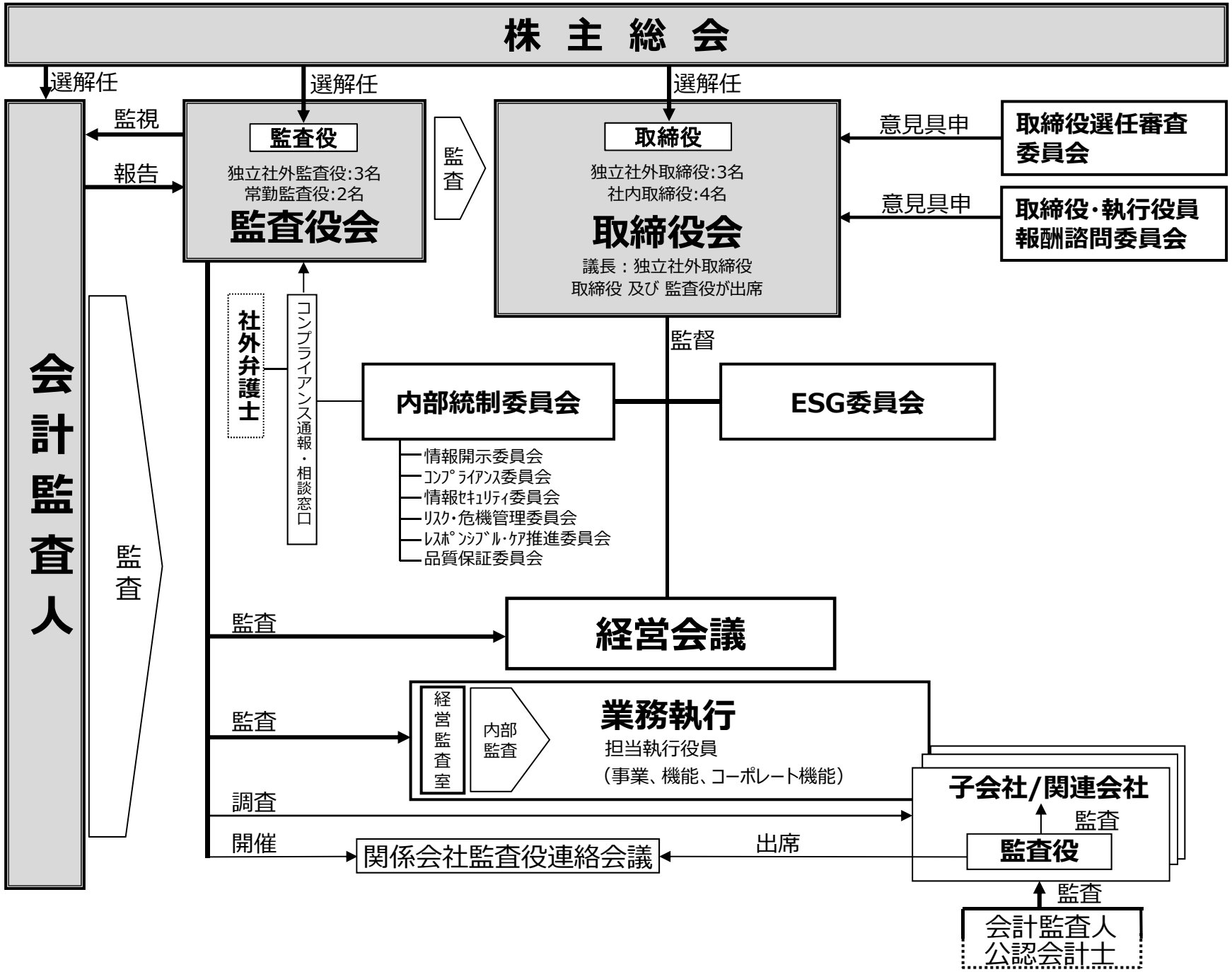

＜適時開示体制の概要についての模式図＞

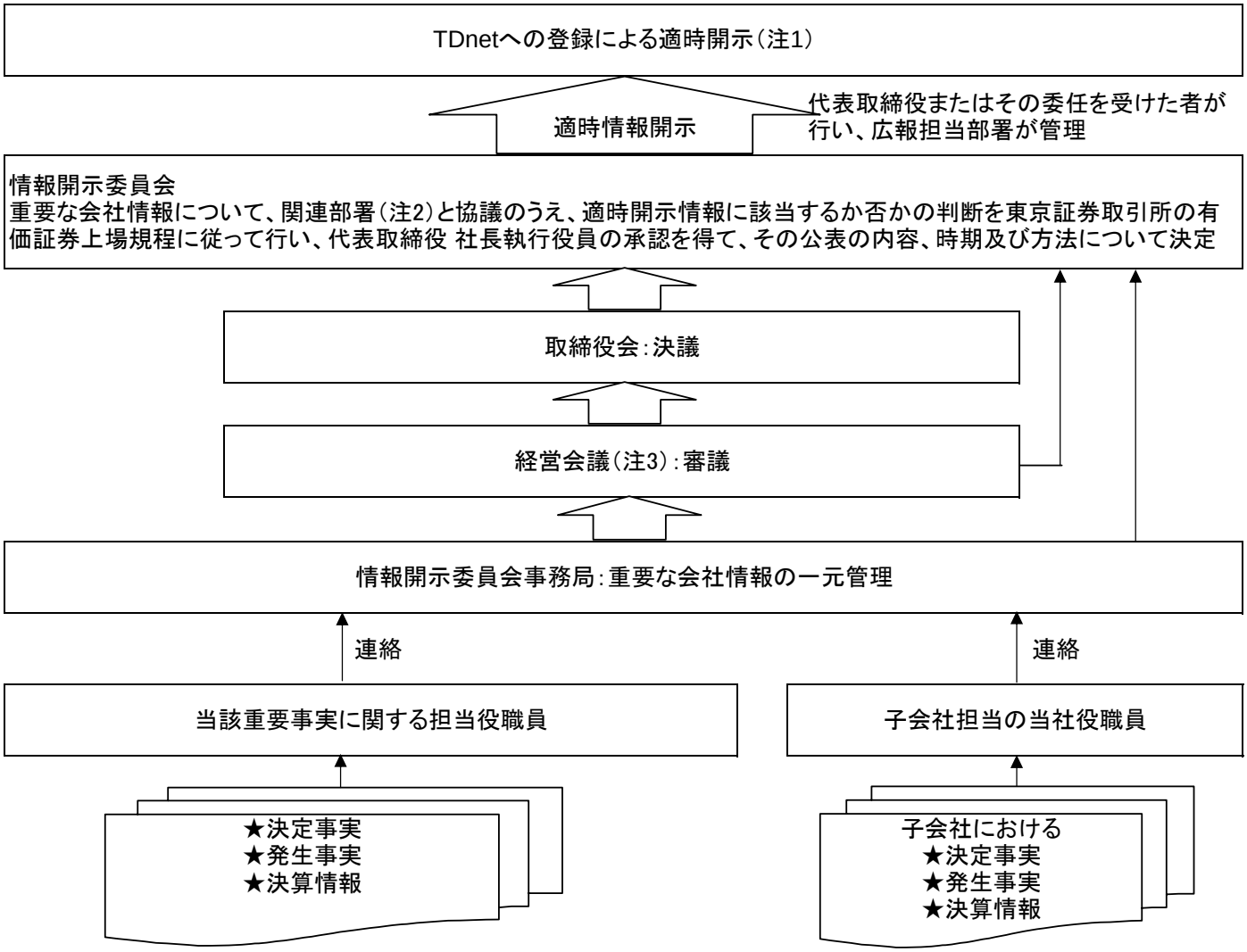

（注）1．開示内容によって、TDnetへの登録、当社ウェブサイトへの掲載に加え、適宜、記者会見、資料投函なども行う。
2．情報開示委員会が協議する関連部署とは、会計財務、法務、広報、研究及び生産等を担当する部署をいう。
3．経営会議とは、取締役会に次ぐ重要事項についての審議機関である。

＜コーポレートガバナンス・コード実施状況表＞

コーポレートガバナンス・コード				実施状況		当報告書または当社ウェブサイトにおける記載場所
基本原則	原則		補充原則	コンプライ	エクスプレイン	
第１章 株主の権利・ 平等性の確保	1-1.	株主の権利の確保	-	●		コードの精神を尊重し、実施している。
			1-1①	●		当報告書Ⅲの１．の「その他」
			1-1②	●		当報告書Ⅲの１．の「その他」
			1-1③	●		コードの精神を尊重し、実施している。
	1-2.	株主総会における権利行使	-	●		当報告書Ⅲの１．
			1-2①	●		当報告書Ⅲの１．の「その他」
			1-2②	●		当報告書Ⅲの１．の「株主総会招集通知の早期発送」
			1-2③	●		当報告書Ⅲの１．の「その他」
			1-2④	●		・当報告書Ⅲの１．の「電磁的方法による議決権の行使」 ・当報告書Ⅲの１．の「議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み」 ・当報告書Ⅲの１．の「招集通知（要約）の英文での提供」
			1-2⑤	●		コードの精神を尊重し、実施している。
	1-3.	資本政策の基本的な方針	-	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の４（７）「資本政策の基本的な方針について」
	1-4.	政策保有株式	-	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の15「政策保有株式に関する方針及び議決権の行使基準」
			1-4①	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の15「政策保有株式に関する方針及び議決権の行使基準」
			1-4②	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の15「政策保有株式に関する方針及び議決権の行使基準」
	1-5.	いわゆる買収防衛策	-	●		当報告書Ⅴの１．の「該当項目に関する補足説明」
			1-5①	●		当報告書Ⅴの１．の「該当項目に関する補足説明」
	1-6.	株主の利益を害する可能性のある資本政策	-	●		コードの精神を尊重し、実施している。
	1-7.	関連当事者間の取引	-	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の16「関連当事者間の取引の承認手続き」
第２章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働	2-1.	中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定	-	●		・当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の１「経営理念」 ・当社ウェブサイト「花王ウェイ」： www.kao.com/jp/corp_about/kaoway.html
	2-2.	会社の行動準則の策定・実践	-	●		当社ウェブサイト「花王 ビジネス コンダクト ガイドライン」： www.kao.com/jp/corporate/about/policies/compliance/business-conduct-guideline.html
			2-2①	●		当社ウェブサイト「花王 ビジネス コンダクト ガイドライン」： www.kao.com/jp/corporate/about/policies/compliance/business-conduct-guideline.html
	2-3.	社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題	-	●		当社ウェブサイト「花王サステナビリティ ステートメントと貢献するSDGs 」： www.kao.com/jp/corporate/sustainability/statement/
			2-3①	●		当社ウェブサイト「花王サステナビリティ ステートメントと貢献するSDGs 」： www.kao.com/jp/corporate/sustainability/statement/
	2-4.	女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保		●		・当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の７「取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」 ・当報告書Ⅲの３．の「その他」 ・当社ウェブサイト「花王ウェイ」の「行動原則」の「個の尊重とチームワーク」： www.kao.com/jp/corporate/about/policies/kaoway.html
	2-5.	内部通報	-	●		当社ウェブサイト「コンプライアンス通報・相談窓口」： www.kao.com/jp/corporate/about/policies/compliance/compliance-contact.html
			2-5①	●		当社ウェブサイト「コンプライアンス通報・相談窓口」： www.kao.com/jp/corporate/about/policies/compliance/compliance-contact.html

コーポレートガバナンス・コード				実施状況		当報告書または当社ウェブサイトにおける記載場所
基本原則	原則		補充原則	コンプライ	エクスプレイン	
	2-6.	企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮		●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の１６企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
第３章 適切な情報開示と透明性の確保	3-1.	情報開示の充実	-	●		当社ウェブサイト「情報開示指針」： www.kao.com/jp/corporate/investor-relations/management-information/disclosure.html
			(i)	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の２「長期経営戦略」、３「中期経営計画」
			(ii)	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の４（１）「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針」
			(iii)	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の13「取締役・経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針と手続き」
			(iv)	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の６「取締役・監査役候補・経営陣幹部の指名の方針」及び８「取締役・監査役候補者の指名と解任・経営陣幹部の選解任に関する手続き」
			(v)	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の９「取締役、監査役及び経営陣幹部の個々の指名・選任についての説明」
			3-1①	●		コードの精神を尊重し、実施している。
			3-1②	●		当社英文ウェブサイト： www.kao.com/global/en/
	3-2.	外部会計監査人	-	●		当報告書Ⅱの２．「監査役の機能強化に向けた取組状況」
			3-2①	●		当報告書Ⅱの２．「監査役の機能強化に向けた取組状況」
			3-2②	●	●	・当報告書Ⅱの２．の「監査役の機能強化に向けた取組状況」 ・当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】
	4-1.	取締役会の役割・責務(1)	-	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の４（２）取締役会等の役割・責務
			4-1①	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の５「経営陣に対する委任の範囲」
			4-1②	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の３「中期経営計画」
			4-1③	●		当報告書Ⅱの１．の「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性」の「補足説明」
	4-2.	取締役会の役割・責務(2)	-	●		・当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の４（２）取締役会等の役割・責務 ・当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の13「取締役・経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針と手続き」
			4-2①	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の13「取締役・経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針と手続き」
	4-3.	取締役会の役割・責務(3)	-	●		・当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の８「取締役・監査役候補の指名・経営陣幹部の選任に関する手続」 ・当社ウェブサイト「花王統合レポート」： www.kao.com/global/en/investor-relations/library/reports/
			4-3①	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の８「取締役・監査役候補者の指名と解任・経営陣幹部の選解任に関する手続き」
			4-3②	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の８「取締役・監査役候補者の指名と解任・経営陣幹部の選解任に関する手続き」
			4-3③	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の８「取締役・監査役候補者の指名と解任・経営陣幹部の選解任に関する手続き」

コーポレートガバナンス・コード				実施状況		当報告書または当社ウェブサイトにおける記載場所
基本原則	原則		補充原則	コンプライ	エクスプレイン	
第４章 取締役会等の責務			4-3④	●		・当報告書Ⅳの１．の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 ・当社ウェブサイト「花王統合レポート」： www.kao.com/global/en/investor-relations/library/reports/
	4-4.	監査役及び監査役会の役割・責務	-	●		コードの精神を尊重し、実施している。
			4-4①	●		当報告書Ⅱの２．の「監査役の機能強化に向けた取組状況」
	4-5.	取締役・監査役等の受託者責任	-	●		（コードの精神を尊重し、実施している。）
	4-6.	経営の監督と執行	-	●		・当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の４（４）非業務執行者による取締役会議長 ・当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の10「独立役員等を有効活用するための原状の取組内容」
	4-7.	独立社外取締役の役割・責務	-	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の４（３）独立役員等の有効な活用
	4-8.	独立社外取締役の有効な活用	-	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の10「独立役員等を有効活用するための原状の取組内容」
			4-8①		●	当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】
			4-8②	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の10「独立役員等を有効活用するための原状の取組内容」
	4-9.	独立社外取締役の独立性判断基準及び資質	-	●		・当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の４（３）独立役員等の有効な活用 ・当社ウェブサイト「社外役員の独立性に関する基準」 www.kao.com/content/dam/sites/kao/www-kao-com/jp/ja/corporate/about/pdf/governance_002.pdf
	4-10.	任意の仕組みの活用	-	●		当報告書Ⅱの１．の「指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」
			4-10①	●		・当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の４（３）独立役員等の有効な活用 ・当報告書Ⅱの１．の「指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」
	4-11.	取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件	-	●		・当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の７「取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」 ・当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の11「取締役会全体の実効性について分析・評価及びその結果の概要」
			4-11①	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の７「取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」
			4-11②	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の８「取締役・監査役候補者の指名・経営陣幹部の選任に関する手続き」
			4-11③	●		・当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の11「取締役会全体の実効性について分析・評価及びその結果の概要」
	4-12.	取締役会における審議の活性化	-	●		コードの精神を尊重し、実施している。
			4-12①	●		当報告書Ⅱの１．の「社外取締役（社外監査役）のサポート体制」
	4-13.	情報入手と支援体制	-	●		当報告書Ⅳの１．の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況(10)(12)(13)
			4-13①	●		当報告書Ⅳの１．の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況(10)
			4-13②	●		当報告書Ⅳの１．の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況(12)(13)

コーポレートガバナンス・コード				実施状況		当報告書または当社ウェブサイトにおける記載場所
基本原則	原則		補充原則	コンプライ	エクスプレイン	
			4-13③	●		当報告書Ⅳの１．の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況(13)
	4-14.	取締役・監査役のトレーニング	-	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の12「取締役・監査役がその役割・責務を果たすために必要な理解と知識を向上させるための施策」
			4-14①	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の12「取締役・監査役がその役割・責務を果たすために必要な理解と知識を向上させるための施策」
			4-14②	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の12「取締役・監査役がその役割・責務を果たすために必要な理解と知識を向上させるための施策」
第５章 株主との対話	5-1.	株主との建設的な対話に関する方針	-	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の14「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」
			5-1①	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の14「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」
			5-1②	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の14「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」
			5-1③	●		当報告書Ⅲの１．の「議決権電子プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み」
	5-2.	経営戦略や経営計画の策定・公表	-	●		当報告書Ⅰの１．の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の２「長期経営戦略」、３「中期経営計画」